

## ◆リフォーム工事の申請提出書類一覧表及び注意事項◆

### 提出書類一覧

No.	図書名称	資料	備考
1	申請書		管理組合様式
2	リフォーム計画図	平面図	リフォーム部分を提供平面図に明示(着色)
		断面図	畳からフローリング等への変更の場合
		詳細図	カタログ、仕様書、取説、施工説明書等
		※1	設備改修(リフォーム)については、詳細図と設置個所図面
3		工程表	工事開始から完了までの日程
4	その他		詳細図等がない工事資料(参考資料)

提出部数 A4 版 正本 1部

### 注意事項

- ① 「専有部分の修繕等に関する規則」を、必ずご一読頂きご理解ください。
- ② リフォーム申請は管理組合理事会の承認を受けようとする日の4週間前までにご提出ください。  
(規則第4条(承認申請の方式)1項)
- ③ 管理組合理事会は、原則毎月1回開催され、それまでに提出されたリフォーム申請の承認・不承認の決定をします。
- ④ 特に水回り系のリフォームや居住しない状態での大規模リフォーム(スケルトン化等)の場合は、その工事内容の追加資料の提出や、委員会への説明を求めた上で判断する場合があります、審査に時間を要することがあります。
- ⑤ 承認の無いままの工事着手の場合、「工事の差し止め」、「改善勧告」、「現状復帰」をお願いする場合があります。
- ⑥ 玄関ドア、アルミサッシ、廊下・ベランダの外壁は共用部分です。個人の改造及び設備機器の取付けは出来ません。(決められた場所へのガス給湯器設置、インナーサッシは可能)
- ⑦ 提供平面図でグレー色のコンクリート部分(壁)、天井、床、梁は共用部分につき、変更出来ません。  
(施工時の騒音発生の観点から、当管理組合では、スラブ床の根太、タイル下地のモルタル等の撤去についても制限しています。)
- ⑧ フローリングの施工はカタログ、仕様書を提出ください。(騒音レベル「L45」の遮音性能を上回る仕様で施工してください。(規則第3条(制限条項)(5))
- ⑨ 工事期間中の騒音に関しては、リフォーム申請者(施主)・施工業者共に 十分な配慮をお願いします。ご挨拶・チラシ配布等は、向こう三軒両隣(上下階・左右お隣のお宅)は勿論のこと、同じ棟の隣階段宅、またはお向かいの棟へも、必要に応じて行ってください。(規則第9条(注意事項)③等)
- ⑩ 台所流し排水設備の工事は、VP 配管で施工すること。システムキッチンへの仕様変更は、シンク排水口に高圧洗浄用清掃口の取付が必要で、収納スペース内より高圧洗浄ができる仕様としてください。
- ⑪ 浴室排水設備の工事は、配管を確実に接続すること。また、ユニットバスへの仕様変更は、排水口の位置の移動や寸法不足で、不可能な場合がありますので注意してください。

以上